

体制発令基準

地震災害時の各体制における発令基準

体制区分	発 令 基 準
注 意 体 制	①「別表-1」の地震観測所において 震度4 の地震が発生した場合 ②気象庁が福井県沿岸に 津波注意報 を発表した場合 ③対策部長が必要と判断した場合 ④近畿地方整備局道路部対策本部長（以下、「道路対策本部長」という）が指示した場合
警 戒 体 制	①「別表-1」の地震観測所において 震度5弱又は5強 の地震が発生した場合 ②気象庁が福井県沿岸に 津波警報（津波） を発表した場合 ③対策部長が必要と判断した場合 ④道路対策本部長が指示した場合
非 常 体 制	①「別表-1」の地震観測所において 震度6弱以上 の地震が発生した場合 ②気象庁が福井県沿岸に 津波警報（大津波） を発表した場合 ③対策部長が必要と判断した場合 ④道路対策本部長が指示した場合
解 除	①対策部長が道路関係地震災害対策部の設置の必要性がなくなったと判断した場合

別表1：地震観測所一覧

出張所	気 象 庁 発 表	
	地 域	観 測 所
嶺北国道維持 出張所	奥 越	大野市、勝山市
	嶺 北 北 部	福井市、永平寺町
福井国道維持 出張所		あわら市、坂井市、福井市
	嶺 北 南 部	鯖江市、越前市、南越前町
敦賀国道維持 出張所	嶺 南 東 部	敦賀市、美浜町
小浜国道維持 出張所		若狭町
		嶺 南 西 部

風水害時の各体制における発令基準

体制区分	発 令 基 準
制 意 体 制	① 雨に関する 注意報 もしくは 警報 （以下「注意報等」という。）が発表され対策部長が必要と判断した場合 ② 近畿地方整備局道路対策本部長（以下「道路対策本部長」という）が指示した場合
の 意 体 制 強 化	① 注意報等の発表下で、連続雨量が別に定める 注意体制強化対象雨量 に達した場合 ② 対策部長が必要と判断した場合 ③ 近畿地方整備局道路対策本部長（以下「道路対策本部長」という）が指示した場合
警 戒 体 制	① 注意報等の発表下で、連続雨量が別に定める 警戒体制対象雨量 に達した場合 ② 道路災害により通行規制を行う必要がある場合 ③ 対策部長が必要と判断した場合 ④ 道路対策本部長が指示した場合
非 常 体 制	① 注意報等の発表下で、連続雨量が別に定める 非常体制対象雨量 に達した場合 ② 重大な被害が発生し、交通が途絶した場合 ③ 通行止が発生した時又は、緊急事態が予測される場合 ④ 対策部長が必要と判断した場合 ⑤ 道路対策本部長が指示した場合
解 除	① 対策部長が道路関係風水害対策部の設置の必要性がなくなったと判断した場合

冠水想定箇所における体制発令基準

体制	国道27号坂ノ下アンダーパス	備考
注意体制	福井県嶺南東部（敦賀市）で注意報等が発令され ・時間雨量40mm/hが予測される場合 （※大雨警報の雨量基準に準拠） 対策部長が必要と判断した場合。	・降雨状況の把握、今後の予測 ・維持業者出動準備指示 ・気象庁レーダー雨量計の確認 ・ＩＴＶによる路面状況の確認
注意強化体制	福井県嶺南西部又は嶺南東部（敦賀市）で注意報等が発令され ・時間雨量80mm/h以上の降雨が予測される場合 （※記録的短時間大雨情報の基準に準拠） ・気象庁レーダー雨量計で時間雨量50～80mm/h以上の雨雲が敦賀市に向かっていることを確認した場合	・降雨状況の把握、今後の予測 ・維持業者出動指示、現地待機 ・気象庁レーダー雨量計の監視 ・ＩＴＶによる路面状況の監視
警戒体制	・時間雨量90mm/h以上の降雨に達した場合 ・気象庁レーダー雨量計で時間雨量50～80mm/h以上の雨雲が敦賀市に達したことを確認した場合 ・道路の片側車線が冠水した場合	・冠水表示板の内容確認 ・排水ポンプの状況確認 ・ＩＴＶによる路面状況の監視 ・状況に応じて通行規制（車線規制）の実施、維持業者通行規制要員の配置
非常体制	・道路の全車線が冠水した場合	・冠水表示板の内容確認 ・排水ポンプの状況確認 ・ＩＴＶによる路面状況の監視 ・通行止規制の実施、維持業者通行規制要員の配置

雨量観測所と各体制の雨量基準

号線	区 分	延 長	雨 量 観 測 所 名	電話番号	注意体制雨量	注意体制強化対象雨量	警戒体制対象雨量	非常体制対象雨量 (通行止)
8	越前市春日野 ～南条郡南越前町大谷 (435.5～449.0kp)	13.5km	大 良 (テレメーター)	(0778) 48-2320	80 mm	120 mm	180 mm	200 mm
8	南条郡南越前町大谷 ～敦賀市赤崎 (449.0～459.7kp)	10.7km	杉 津 (テレメーター)	(0770) 28-1166	80 mm	120 mm	180 mm	200 mm
8	敦賀市疋田 ～敦賀市新道 (471.2～477.1kp)	5.9km	新道東 (テレメーター)	(0770) 27-1642	80 mm	120 mm	160 mm	180 mm
27	三方上中郡若狭町倉見 ～三方上中郡若狭町下 夕中 (29.9～32.9kp)	3.0km	倉 見 (テレメーター)	(0770) 45-2268	80 mm	120 mm	180 mm	連続雨量 260mm
								組み合わせ雨量 (施行運用) 連続 220mm 時間 40mm
27	小浜市伏原 ～小浜市飯盛 (47.3～52.3kp)	5.0km	伏 原 (テレメーター)		80 mm	120 mm	180 mm	220 mm
161	敦賀市疋田 ～敦賀市山中 (6.3～14.7kp)	8.4km	山 中 (テレメーター)	(0770) 27-1538	80 mm	120 mm	180 mm	210 mm
158	(永平寺大野道路) 福井北 JCT・IC ～上志比 IC	10.0km	永平寺 (テレメーター)		—	70 mm	95 mm	連続雨量 180mm
								組み合わせ雨量 連続 140mm 時間 45mm
158	(永平寺大野道路) 上志比 IC ～大野 IC	15.8km	吉峰 (テレメーター)		—	110 mm	135 mm	連続雨量 190mm
								組み合わせ雨量 連続 160mm 時間 25mm
そ の 他 の 区 域			当 該 出 張 所					警戒巡回 出動対象 雨量 180 mm

注) 雨量は連続雨量とし、連続雨量の判断は、降雨状況、気象状況等を総合的に判断して行うが、原則として降雨の 3 時間以内の中断は、連続降雨として取扱う。但し連続 3 時間降雨雨量 2mm 以下は 0 と見なす。

道路災害時の各体制における発令基準

体制 区分	発 令 基 準
注 意 体 制	<ul style="list-style-type: none"> ① 道路災害による通行規制の恐れがある場合 ② 対策部長が必要と判断した場合
警 戒 体 制	<ul style="list-style-type: none"> ① 道路災害が発生し通行規制が生じた場合 ② 対策部長が必要と判断した場合 ③ 近畿地方整備局道路対策本部長（以下、「道路対策本部長」という）が指示した場合
非 常 体 制	<ul style="list-style-type: none"> ① 道路災害が発生し、重大な被害が発生した場合 ② 対策部長が必要と判断した場合 ③ 道路対策本部長が指示した場合
解 除	<ul style="list-style-type: none"> ① 対策部長が道路関係道路災害対策部の設置の必要性がなくなると判断した場合

原子力災害時の各体制における発令基準

体制区分	発 令 基 準
注意体制	① 原子力災害対策特別措置法（平成11年12月17日法律第156号）（以下、「特別措置法」という）第10条に基づき、原子力災害発生の通報があった場合 ② 対策部長が必要と判断した場合
警戒体制	① 原子力施設境界で一定量以上の放射線量を確認し、またはその恐れがあるとして、福井県原子力防災計画（平成22年11月修正）第3章第2節第5（6）により現地災害対策本部が設置の連絡があるか、または設置された場合 ② 対策部長が必要と判断した場合 ③ 近畿地方整備局対策本部長（以下、「対策本部長」という）が指示した場合
非常体制	① 特別措置法第15条第2項に基づく「原子力緊急事態宣言」が内閣総理大臣から発せられた場合 ② 対策部長が必要と判断した場合 ③ 道路対策本部長が指示した場合
解除	① 原子力災害対策特別措置法（平成11年12月17日法律第156号）（以下、「特別措置法」という）第15条第4項に基づく、「原子力緊急事態解除宣言」がなされ福井県災害対策本部の必要がなくなった時 ② 対策部長が道路関係原子力災害対策部の設置の必要性がなくなったと判断した場合

その他災害時の各体制における発令基準

体制 区分	発 令 基 準
注 意 体 制	① その他災害により通行規制の恐れがある場合やトンネル換気設備の故障による有害物質濃度の上昇の恐れがある場合 ② 対策部長が必要と判断した場合
警 戒 体 制	① その他災害等が発生し通行規制が生じた場合やトンネル換気設備の故障による有害物質濃度が基準値（Co濃度基準値100ppm）に達し通行規制が生じた場合 ② 対策部長が必要と判断した場合 ③ 近畿整備局道路対策本部長（以下、「道路対策本部長」という）が指示した場合
非 常 体 制	① その他災害が発生し通行不能となるような事態が生じた場合やトンネル換気設備の故障による有害物質濃度の上昇により被害が発生した場合 ② 対策部長が必要と判断した場合 ③ 道路対策本部長が指示した場合
解 除	① 対策部長が道路関係災害対策部の設置の必要性がなくなったと判断した場合